

大風雨・洪水・旱魃・虫害などの飢餓や災害のため、領産米が払底したときは、藩は他所米や大豆・雑穀の買い入れを行った。

「日帳」の寛永三年七月九日の条に、

一、下ノ関にて御買米四百石これある由、舟瀬里兵衛申来候に付、四百石共に当津へ廻候へと申付候事。

とあり、同年七月十三日の条に、

一、下ノ関より御米百七十石買調、積買候由、桃田助右衛門・舟瀬忠三郎兩人申来候事。

とある。寛永三年七月、旱魃に見舞われた細川藩は、七月九日に四〇〇石、同十三日には一七〇石の米を下関で買い付けている。そして「日帳」の寛永四年（二六二七）五月十三日の条によると、藩は、米価が安値で取引きされている北国へ舟瀬里兵衛を遣わし、米の買い付けをさせたのである。

二 小笠原藩時代の生産と流通

一 年貢米の納入と米穀の流通

年貢米の藩庫納入

小笠原小倉藩六郡のうち、田川郡の年貢米は、赤池・糶・高原・採銅所・新所・

糸・油須原の郷蔵に、勝山町域をはじめ、京都郡は行事蔵、仲津郡は大橋蔵（国作・惣社・国分・彦徳村・豊津町）と沓尾蔵（田中・徳永・些見・有久・徳政・下原・綾野・上坂・吉岡・上原・

みつどみ・せつまる 光富・節丸村）、築城郡は椎田蔵、上毛郡・新田藩は八屋蔵と宇島蔵に、それぞれいったん収納され、そこから船や人馬で小倉城内の表蔵（勿橋蔵）に回漕された。そして、企救郡の年貢米は本蔵（勿橋蔵）に直送された。

村から郷蔵までの搬入は、五里（約二〇*ロ）以内は百姓の自前、五里以上遠方の分は藩より駄賃が出たが、該当した村は田川郡の、それも一部の村だけであった。

図5-3は、幕末・維新期の作成と思われる「行事・大橋・宮市村絵図」（行橋市教育委員会蔵）の復原図である。現在の行橋市の中心部を描いたこの絵図には、当時の町並みと、一軒一軒の家の名前が、その屋敷の大小まではつきり分かるように手書きされている。

行事川（現在の長峽川）河口の大橋側には、河岸に、長井手永や国作手永などの仲津郡の年貢米の一部をいったん収納する「御蔵所」（郷蔵）と「牢屋」があり、少し離れて「節丸手永宿」、もう少し離れて「国作治左衛門役宅」（国作手永大庄屋役宅）、「長井手永宿」がある。

一方、行事川河口の行事側には、やはり河岸に、京都郡の年貢米をいったん収納した「御蔵所」（郷蔵）と「牢屋」があり、その近くに「黒田手永宿」・「久保手永宿」・「新津手永宿」・「延永手永宿」など京都郡の四手永宿が軒を並べている。少し離れて河岸に「御郡屋」があり、行事浦川橋の近くに「社倉蔵」が

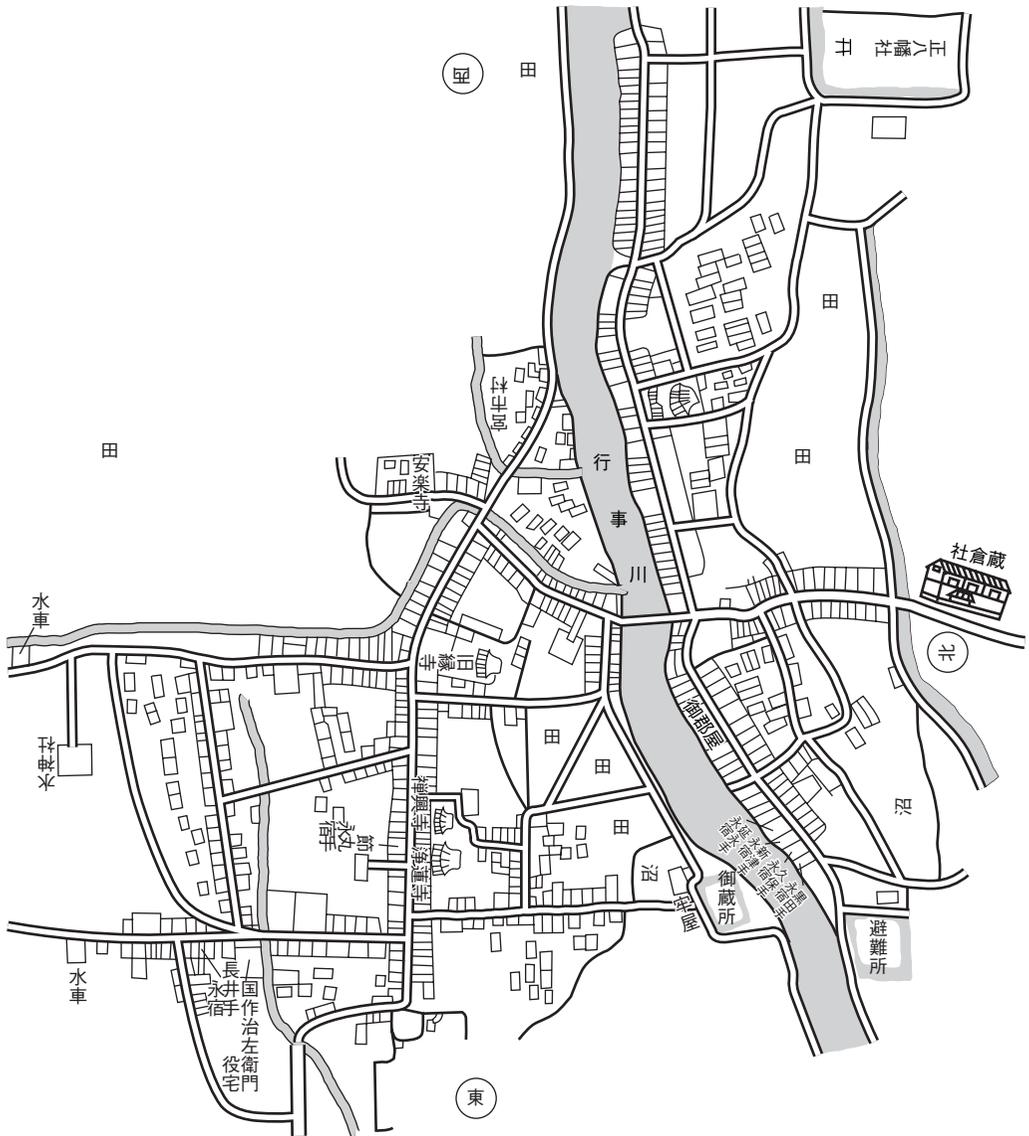


図5—3 幕末・維新期の行事・大橋・宮市村絵図の復原図

ある。

行事川にかかる橋は、万年橋が一本あるだけで、小倉城下と中津城下を結ぶ豊前街道（小倉道・中津道ともいう）が南北に走っている。

ところで、各郡には、本納分の年貢を納める郷蔵のほかに、郡土蔵という倉庫があった。この蔵には、新地見掛米・二朱五厘米・五分種子利米・新薪札代・鶏卵代・屋敷床新開米、川成引戻米などが納められた。この郡土蔵は、郡代以下郡方役人の管轄の下に、農村への融通や救済に重要な役割を果たした。小倉城内の表蔵に直納する「表御土蔵納」には、銀小物成、糠・藁代米などがあり、別納として出精米・浜出水上などがあった。

藩の役人は、その年の年貢を決定するため各郡の郷蔵を見分し、

宿泊したそれぞれの役宅で、その郡の年貢率を決めた。これを「御免極ごめんきぎめ」といった。次に、文政十三年（一八三〇）の御免極の史料（「国作手永大庄屋日記」九月二十一日の条）を例示しておこう。

當秋御免極のため、奉行所明後二十二日朝六ツ半時（七時）より出宅。香春口通廻郡に付、別紙休泊付、上下人数並びに人足書き附け、差し進まいらせ候間、早々御願達成らるべきと存候。尤先達でも堅触出まいこれあり候事に付、休泊共に有り合わせ仮成かなりの取り合にて、決して無益の夫遣等致さざる様との儀に御座候。この段精々申し進まいり候様、奉行所申され候に付、かくの如く候。以上。

九月二十日

御郡方役所

寅秋御免極休泊

九月二十二日

下曾根休

行司(事)御蔵見分

御免極

行司(事)泊

同 二十三日

椎田休

八屋はちや御蔵見分

御免極

八屋泊

同 二十四日

八屋休

椎田御蔵見分

御免極

椎田泊

同 二十五日

松原休

沓尾・大橋御蔵見分

御免極

大橋泊

同 二十六日

新町休

七曲越

御免極

香春泊

同 二十七日

古高原御蔵見分

呼野休

祇園町小休

引取

以上

覚

一、惣人数貳拾五人

内

一、拾七人

一宿

一、八人

下宿

ノ

郡夫左の通

一、壹人

両掛持夫

一、貳人

荷持夫

ノ

右は奉行所入用分

一、三人

駕昇夫むかきか

一、耆人 両掛持夫
 一、耆人 合羽籠持夫

右は小林与次右衛門入用分

一、三人 駕舁夫
 一、耆人 両掛持夫
 一、耆人 合羽籠持夫

右は山田重作入用分

一、三人 駕舁夫
 一、耆人 両掛持夫

右は白石甚平入用分

一、耆足は 乗掛

右は白石堅右衛門・近見藤太郎入用分

一、耆人 荷持夫

右は富久又作入用分

右は御免極の節入用の分

寅九月

文政十三年九月二十二日、この年の「御免極」のため、小林

与次右衛門・山田重作・白石甚平ら三人の郡奉行をはじめ、白石堅右衛門・近見藤太郎・富久又作ら藩役人一行二五人は、郡方役所を出発した。小倉城下口屋門の香春口を通過した一行は、下曾根で休憩し、京都郡の年貢米をいったん収納する行事蔵を見分して京都郡の年貢率を決め、その日は行事村に宿泊した。二十三日、椎田で休憩して八屋蔵を見分し、御免極を行って八屋村に一泊。二十四日は、八屋で休憩後、椎田蔵を見分して御免極をし、椎田村で宿泊した。二十五日、松原で休憩し、沓尾蔵と大橋蔵を見分して、それぞれの郡の年貢率を決め、この日は大橋村に泊まっている。二十六日には、勝山町域の新町で休憩後、七曲峠ななまがりを越えて香春町に宿泊している。例年は、香春町に、もう一泊して糶蔵・赤池蔵を見分するのであるが、この年は、翌二十七日に古高原蔵を見分し、呼野で休憩し、祇園町で小休後、小倉城下の郡奉行所へ帰着したのである。

蔵役人の郷蔵見分と御免極の廻郡にあたって、大庄屋や庄屋などの村役人は、「田畠御水帳」・「田畠名寄帳」・「田畠坪付帳」・「田畠新地検地帳」・「山鑑」などを役宅に必ず備えなければならなかった。年貢の納期は、年によって遅速はあるが、初納は、だいたい九月十一日前の定めであり、早稲わせは一番収納、中稲は二番収納、晩稲おくは皆済納となり、納入期限は十二月十日であった。

文化三年（一八〇六）八月三日の「触」（長井手永大庄屋日

「記」・九州大学文化史研究施設所蔵に、次のような記事がある。

触

当秋年貢米来ル（八月）十七日初納申付候。これに依り、御郡中諸商人札来ル（八月）十五日悉く取り揚げ、大庄屋共手前に預り置く。勿論御所務内商人共、村内徘徊致し候はば、廻り役のもの差し出し、召し捕わせ候条、銘々稠敷申し聞かせ候様御郡中申し触れこれあるべく候。以上。

八月

（郡代）
伊藤勘解由

（仲津郡奉行）
井上与三左衛門様

右の史料のように、藩は、年貢の初納前に諸商人札を取り上げて大庄屋のもとで保管させ、年貢収納期間は商人が村内に立ち入ることを禁じ、私穀の売買を禁止した。また、領内の津々浦々で「津留め」を実施して米穀の領外流出を取り締まったのである。そして、年貢完納後、大庄屋から諸商人札がそれぞれに返却された。年貢納入の最終責任者である各手永の大庄屋たちは、十二月の末ごろに小倉城下の紺屋町（企救郡は別）にある郡屋に出張して、年貢の最後の決済業務に従事しなければならなかった。

浜出し費用 明和元年（二七六四）、森守之が著述した『郡と大坂回米 方大綱秘記』によると、各郷蔵の浜出し費用は、行事・大橋・沓尾の各蔵は一石につき米二合、椎田蔵は二合五勺、八屋蔵は一合五勺であった。小倉への回漕運賃（船賃）

は、行事・大橋・沓尾の各蔵からは一石につき一歩三朱、椎田蔵からは一歩五朱、八屋蔵からは一歩六朱の定めであった。そして、小倉での水揚げ費用は、一律一石につき二合であった。こうして、小倉の藩庫に収納された年貢米は、毎年一〇万石余であった。小笠原小倉藩の元禄三年（一六九〇）ごろの大坂回米量は二万五〇〇〇石余で、年貢米に占める割合は四分の一であった。それが、明和期（二七六四〜七二）には五万石余となり、年貢米の半分は大坂へ積み登されるようになった。

藩は、小倉から大坂へ積み登せた年貢米や国産品を売却して、それを換金するために、大坂に蔵屋敷を設置した。表5-14は、小倉藩の蔵屋敷の所在地及び名代（屋敷地の名義人）・蔵元（蔵物の保管・出納をする商人）・掛屋（売却代金の収納を担当する商人）を一覧表にまとめたものである。

表5-14 小笠原小倉藩の大坂蔵屋敷

年号	蔵屋敷位置	名代	蔵元	掛屋
延享四年（二七四七）	中ノ島 塩屋六右衛門	助松屋忠兵衛	平野屋三郎兵衛	同上
宝暦六年（二七五六）	中ノ島常安町	助松屋新次郎	平野屋弥太郎	同上
安永六年（二七七七）	中ノ島 塩屋六右衛門	同前	池田屋九右衛門	同上
天明三年（二七八三）	港橋北詰（中ノ島）	鴻池屋三郎兵衛	助松屋忠兵衛	
文化十一年（二八一四）	同前	同前	同前	
天保六年（二八三五）	同前	鴻池屋八左衛門	同前	
維新前	同前	同前	同前	

『日本経済史辞典』上巻による

二 酒 造

京都郡の酒造 酒・味噌・醤油などの醸造のうち、殊に酒造人と酒造石高 は、誰にでもできる、というものではなかった。江戸時代は「米の経済」ともいわれるように、米を主原料とする酒造には幕府の保護と統制が行われ、酒造人になるには藩を通じて幕府勘定所の許可が必要であった。

「長井手永大庄屋日記」の天保十四年（一八四三）十二月六日の条に、次のような記事がある。

この度公義（幕府）よりの御鑑札酒造人共へ相渡候に付、左の通りに致し方宜敷かるべきの評議に付、案書の通り相認め差し出さるべく候。尤早々右伺書差し出し相成られ候様差し計らるべく候。已上。

十二月六日

西 正左衛門

大庄屋中

御伺申し上ぐる覚

この度勘定所より酒造人え御鑑札壹枚宛御渡し下し置かれ頂戴仕り候。然る処、火・水の難も計り難く御座候に付、恐れながら、上え御預け申し上げ度御伺申し上げ候。この段宜敷仰せ上げられ下さるべく候。以上。

何郡

卯

何村

何月

酒造人

誰印

同村庄屋

誰印

何村

酒造人

誰印

同村

庄屋

誰印

右の通り御申し上げ候間、宜敷仰せ付けられ下さるべく候。以上。

懸り

大庄屋

誰印

酒造御鑑札渡手板

大橋村富田屋

吉九郎

代替當時

元治郎
同 村松屋
傳藏

(中略)

右の通り

卯

十二月

つまり、このたび、幕府の勘定所より小笠原小倉藩内の酒造人に対し、酒造許可の鑑札が一枚ずつ下付されたが、鑑札が火災や水難で破損しても悪いので、藩へ預け置きたい、と酒造人・庄屋・大庄屋の連名で「御伺」をたてた形式を採っている。

「門司郷土書」(『福岡県史』第三卷下冊)に、

元禄十四年(一七〇二)の酒造勘定帳によると、

運上銀 三十貫九百三十目 小倉町 九人

同 十九貫七十目 六郡 四十六人

計運上銀 五十貫

とある。また、

天明八年(一七八八)凶作により飯米の不足を来たし、酒造各家の酒造

米を精細に取り調べ、幕府勘定所に届け出した帳簿に小倉町ほか六郡の

酒造米高・酒造人数をあげている。

酒造米高 二万八千九百七十六石八斗

酒造人 百三人

このうち

一万五千四百七十石 小倉町 (二十三人カ)
三十三人(外休株二あり)

二千百八十石 企救郡 (ママ) 六人(大里二・門司一・田野浦一・曾根一)

外五郡の酒造米高を略す。

田川郡酒造人 二十九

京都郡 九

仲津郡 十七

築城郡 十

上毛郡 九

計百三人

六郡中では京都郡行事村館屋喜兵衛の九〇〇石を最高とし、企救郡では

田野浦村三原屋忠七の五四〇石を最高とする。

とある。そして、

寛政元年(一七八九)の巡見上使御答書には、

一、酒造人 百三人

内 二十三人城下町、八十人郡中

とある。

文化元年(一八〇四)には、酒造米高およそ一〇分の六減ぜられ四割造

りになる。

天保十三年(一八四二)には、幕府勘定所から印付鑑札下渡しがあり。

この年の冥加銀は、

一、銀十二貫四十目

酒造米凡一万二千二百九十七石七斗四升

内

銀五貫百六十目 酒造米五千八百九十七石七斗四升 一人に

付銀五枚宛 小倉町二十四人分

銀六貫八百八十目 酒造米凡五千四百石 一人に付銀二枚宛

六郡八十名

この年から酒造株は廃止となり、酒造稼ぎの名目となった。天保十四年

(一八四三)六月には、酒家名前改あり。これは親譲りの酒造石高とか、

某により永代譲受けしたということを以前届出していたものを今回改め

て届出をさせたものである。

とある。天明八年には、小倉領六郡で八〇名の酒造人のうち、

京都郡の酒造人は九名を数え、そのうち、行事村館屋喜兵衛の

酒造米高は九〇〇石で、六郡中最高であった。

酒造米高の 前述の『福岡県史』第三卷下冊の史料の中で、

減石と皆造 「文化元年(一八〇四)には、酒造米高凡そ十

分六減ぜられ四割造になる」という記事が散見されるが、これ

は、なにを意味するのであろうか。

幕府の寛政元年(一七八九)八月の「触」(「御触書天保集

成」と享和三年(一八〇三)三月十三日の「酒造の義度々公義

(幕府)より仰せ出され候覚」(九州大学文化史研究施設所蔵)

によると、諸国の酒造米は元禄十年(二六九七)の酒造米高を基準高として、正徳期(一七一〇)にはその三分の一、更に五分の一造酒にまで制限された。宝暦期(一七五二)には一時、元禄十年の造石高を上限に、生産規制を解除したが、天明の飢饉後、天明七年(一七八七)には前年造酒実績高の三分の一造酒に制限された。

そして、寛政六年(一七九四)には、諸国が洪水の被害を被つたため天明六年以前までの酒造米高の三分の二造酒に制限されたが、寛政七年(一七九五)から享和二年(一八〇二)までは定例どおり皆造された。しかし、享和三年は、幕府勘定所より二分一減石令が出され、半造となった。そして、文化元年には、前述のごとく、四割造となったのである。その後、文政十三年(一八三〇)は三分の二造酒、天保五年(一八三四)は三分の一造酒、嘉永三年(一八五〇)は三分の二造酒と推移した。

表5-15は、小笠原小倉藩の酒造人と酒造米高・運上銀あるいは冥加銀を表示したものである。元禄十四年に五五人だった酒造人は、八七年後の天明八年には一〇三人と、ほぼ倍増している。しかし、五四年後の天保十三年には一〇四人と、わずかに一人増えているだけである。

小倉藩全体の酒造米高は、天明八年が二万八千九百七十八斗で、ほかに酒造休株高が三三〇〇石であった。天保十三年は一万一二九七石七斗四升で、天明八年の酒造米高の三九%に減石

表5—15 小笠原小倉藩の酒造業の推移

年 代	京 都 郡	領 内 合 計			
	酒造人数	酒造人数	酒造米高	運上銀	冥加銀
元禄14(1701)	人	55人	石斗升	50貫	貫目
天明 8 (1788)		103	28,976.8		
寛政元(1789)		103			
文化 2 (1805)		103	14,760.6.4		
天保13(1842)		104	11,297.7.4		12.40
明治 5 (1872)	8	93			

『福岡県史』第3巻下冊・「元豊津縣管轄酒造人造高名前帳」による

しているが、これは文化元年（一八〇四）の酒造米高十分六減石令（十分四造酒）によるものである。

運上と冥加

ところで、元禄十四年（一七〇二）に、小倉領内の酒造人五五人は、運上銀として銀五〇貫目を藩庫に納入しているが、天保十三年（一八四二）には領内の酒造人一〇四人が、運上銀の代わりに冥加銀一二貫四〇目を藩に納めている。これは、なにを意味するのであろうか。小倉藩の「運上銀」と「冥加銀」、「酒造株仲間」について考えてみよう。

幕府や藩は、商工業に従事する同業者たちが結合した仲間を許可し、生産と販売の独占的な権利を付与した「株」をもつ商工業者の団体として「株仲間」を保護・統制した。

小笠原小倉藩では、元禄十年（一六九七）に、酒造同業者に

対して「酒造株」が許可され、その独占的な営業権に対する反対給付として「運上銀」を上納させた。四年後の元禄十四年には、すでに株仲間として公認されていた酒造業者五五人が、運上銀として銀五〇貫目を年四回（納入期限は、三月一日〜十日、五月一日〜十日、七月十日〜二十日、十二月一日〜十日）に分けて上納した。運上銀の上納場所は小倉城内の表蔵であったが、享保十七年（一七三二）以降、郡中からの運上銀は各郡土蔵に納入することになった。

文政八年（一八二五）七月二十二日、藩は酒造に関して、次のような「触」を出している（長井手永大庄屋日記）。

「上方酒」や「他領の酒」を買い受け、その酒で商いをしてはいけないこと、「地売酒屋共」が酒の値段を引き上げたり、あるいは「升目」（酒量）を減らしたり、混ぜ物などをしてはいけない、としたうえで、次のように定めている。

- 一、当御領酒造のものは迄旅え売り出し候もの当年一ヶ年売り出し差し留め候間、地売り致すべく候事。
- 一、農業助勢のため酒造存じ立て候ものこれあり候はば、願ひ出さずべく候。新株たり共、詮議の上、申し付くべく候。

すなわち、当年は、酒の旅売りを禁じ、地売りすること、農業助勢のため新しく酒造を希望するものには、新株を許可する、というのである。藩は、新しい株仲間の公認で、殖産興業の振興と財政増収を計ろうとしたのである。

小倉藩では、この酒造株のほかに、仲間株として、主なものに醬油株・酢製造株・質屋株・葉種株などがあった。

天保十二年（一八四二）、幕府は、株仲間の独占が物価騰貴になる、という理由で、株仲間の解散令を發した。西国諸藩の多くは、この幕令に抵触して株仲間を存続させたが、譜代大名であった小笠原氏は株仲間の解散に同調し、株仲間と運上銀制を廃止した。翌十三年（一八四二）からは酒造株制は廃止され、酒造稼かせぎの名目となり、同十四年（一八四三）には酒造家の名前調査が行われた。

小倉藩では、運上銀制に代わるものとして冥加銀制を早速導入した。同十三年に、領内の酒造業者一〇四人が、運上銀ではなく、冥加銀一二貫四〇目を上納するようになったのは、このような経緯によるものであった。嘉永四年（一八五二）、幕府は、株仲間の再興令を出し、小倉藩でも株仲間と運上銀制が復活した。しかし、明治五年（一八七二）、ついに明治新政府は、株仲間の解散を命じ、小倉県でも株仲間と運上銀制が消滅したのである。

勝山町域の酒造人 次に「元豊津県管轄酒造人造高名前帳」をもとに、「勝山町域の酒造業者」（表5-16）と「元豊津県の酒造人と酒造高」（表5-17）を示しておこう。この史料の作成年代は、明治五年（一八七二）三月、作成者は、仲津郡（現、京都郡）の旧節丸手永大庄屋節丸二作である。豊

表5-16 勝山町域の酒造業者
明治5年（1872）

村名	酒造人名	酒造米高
新町	木村藤一郎	220(石)
同	八木利市	200
同	木村仲次郎	未ノ年休
下黒田	木村彦造	250
矢山	木進勝三郎	180

「元豊津縣管轄酒造人造高名前帳」による

津県は、明治四年（一八七二）十一月十四日に、中津県・千束県とともに小倉県になっているので、この史料が作成された時点では、すでに小倉県になっているのである。

表5-16に示したように、明治五年三月時点で、勝山町域には、五人の酒造人がおり、酒造

米高は八五〇石であった。新町は木村藤一郎（酒造米高二二〇石）・八木利市（同二〇〇石）・木村仲次郎（明治四年休株）の三人、下黒田村は木村彦造（二五〇石）、矢山村は進勝三郎（一八〇石）である。

表5-17「元豊津県の酒造人と酒造高」を一覧すると、元豊津県の田川・京都・仲津・築城・上毛の五郡で、明治五年に九三軒（あと二軒は休造）の酒造人が一万三五〇〇石の造酒を行っている。平均して一軒一四五石の酒造高にあたる。最高は、田川郡猪いのび膝町の中村元次郎で四〇〇石、最低は一〇石である。

京都郡は、酒造人八軒、酒造米高一五〇〇石であった。

表5—17 元豊津県の酒造人と酒造高 明治5年(1872)3月

酒造高	田川郡	京都郡	仲津郡	築城郡	上毛郡	元豊津県
400(石)	1(軒)	(軒)	(軒)	(軒)	(軒)	1(軒)
300	2		3			5
290	1					1
280				2		2
260				1		1
250	1	1			2	4
240	1			1		2
220		2		1	1	4
200	2	1	1	1	4	9
180	2	1	3			6
170			2	1		3
160		1			1	2
150	4	1	1	3	1	10
130	1					1
120	1	1	1	2	1	6
100	1		6			7
80	3		2			5
70				2		2
60	1					1
50	2		4	2	2	10
40				2		2
30			1	2		3
20	1		1	2		4
10	1			1		2
計	25	8	25	23	12	93

「元豊津縣管轄酒造人造高名前帳」による

重要な商品的農作物の一つであった。

明治二年(一八六九)八月の「御郡中諸産物書上帳 郡政局」(行橋市・竹内家文書)は、香春藩の京都・田川・仲津・築城・上毛の五郡の諸産物を書き上げたものである。

同年七、八月に、領内の諸産物調べを郡ごとに報告させているが、田川と上毛の二郡は産物の出来高を郡辻で、京都と築城の二郡は手永辻で、仲津郡は村辻で、それぞれ報告している。報告書の形式の不統一さに、香春藩としての政局の不安定さと統率力のなさを垣間見る気がする。

表5—18は、明治二年の香春藩の菜種子の出来高を表示したものである。

勝山町域を主体とする京都郡の菜種子のおよそ出来高では、新津手永が三〇石で一番多く、黒田手永が二五石、延永手永が二四石、そして久保手永が一番少なく、一五石であった。

三 菜種子の生産と流通
 京都郡の菜「あぶらな」の種子から採取した菜種子は、食種子の生産 用として、また、灯火用として貴重な生活必需品であった。菜種油の原料である菜種子は、農村地帯にとつて

た。京都郡の郡辻は九四石で、五郡のうち一番少なかった。菜種子の出来高が一番多いのは田川郡で四〇〇石、次が仲津郡の一六六石五斗、上毛郡の一五四石、そして築城郡の一五二石八斗五升であった。そして五郡全体のおよそ出来高は九六七石三

表5—18 香春藩の菜種子出来高
明治2年(1869)

郡	出来高 石斗升	手 永	出来高 石斗升
京 都	94.0.0	—	—
		久保田永津	15.0.0
		黒延新	25.0.0
			24.0.0
	30.0.0		
田 川	400.0.0	—	—
仲 津	166.5.0	—	—
		元永作井丸島	34.2.5
		国長節平	28.6.0
			22.0.0
	64.2.0		
	17.4.5		
築 城	152.8.5	—	—
		安武田田田	45.0.0
		椎角八	50.0.0
			23.4.5
	34.4.0		
上 毛	154.0.0	—	—
計	967.3.5	—	—
	(940.3.5)		

() 内の数字は「御郡中諸産物書上帳」

斗五升(「御郡中諸産物書上帳」の合計は九四〇石三斗五升となっている)。

地売りと大 農家で生産された菜種子は、その生産地の手永
坂積み登せ ごとに割り当てられた菜種子座手先によって買
い集められ、菜種子座へ集荷された。菜種子座へ集荷された菜
種子は、地元てしほりたばしやくに手絞てしほりたばしやく板場職いばしやくがある場合は、その一部が板場職
によって菜種油に製品化され、油粕あぶらかすは肥料として活用され
た。

「国作手永大庄屋日記」の寛政十一年(一七九九)五月十二
日の条によると、仲津郡五手永より九九石五升九合の菜種子が
大橋町の菜種子座松尾善次郎の元へ集荷され、そのうちの三一
石五斗が京都郡行事村の喜兵衛船で大坂の種子座池田屋五兵衛

へ積み登せられている。大坂の種子座(菜種子問屋)へ各地か
ら集荷された菜種子は、絞油屋しほりへ売却され、そこで製品化さ
れた菜種油は食用油として、あるいは灯火用油として消費者の
手に渡った。

菜種子座館屋

『福岡県史』第三卷下冊に、「豊前行事館屋記
録」として、次のような記事がある。

玉江彦右衛門

この度菜種子座申付候。これに依り郡中へもその段申し達し候の間、先達
触れ出しこれあり候通り、相場引き合せを以て、聊いささかも不実の仕方これな
き様、店の者共にも堅く申し付くべく候。

文政十一年子三月

文政十一年(一八二八)三月、行事の玉江(館屋)彦右衛門
は、小倉藩から菜種子座を任命され、相場を勘案し、誠実に取り
引きをするよう申し付けられている。

産物会所と 天保十一年(二八四〇)、年貢米収納事務に關
菜種売捌方 する「御改法」を發布するとともに、小倉城下

宝町一丁目産物会所を設置し、領内諸産物及び残米の売買を
行事村(現、行橋市行事)の館屋(玉江家)と宇島(現、豊前市
宇島)の万屋よろずや(亀安、のち慶応元年(一八六五)に小今井と改称)
に請け負わせた。京都・田川・仲津の三郡は館屋、築城・上毛
の二郡は万屋が取り扱うようになった。

「長井手永大庄屋日記」(九州大学文化史研究施設所蔵) 天保

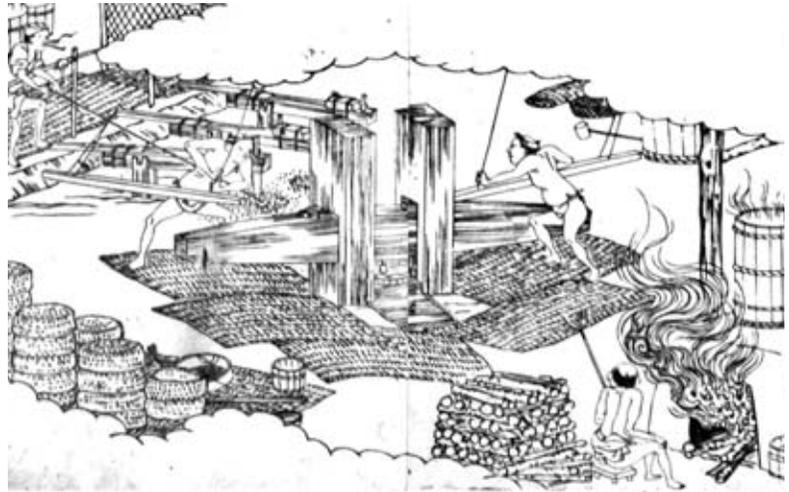


図5—4 油絞り職人 菜種油を絞る。油粕も肥料として重要である。『古文書参考図録』による

関する記事がある。それによると、稲童村・松原村など、仲津郡のうち、一三か村で生産された菜種子は一八石八斗二升であつた。そのうち、七斗二升は蒔種として圃に置き、三石は地元の板場職によって手絞りをし、菜種油に製品化した。残りの菜種子一五石一斗のうち、一〇石五斗を宇島の万屋へ売り渡

十四年（一八四三）八月六日の条に、同十一年（一八四〇）の仲津郡の菜種子の集荷・売却に

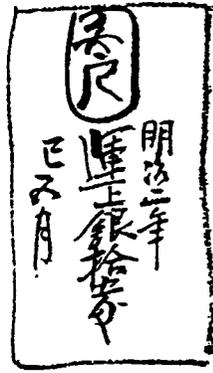


図5—5 菜種子手絞免許札

高書上帳」、同「田川郡村々産物出来高書上帳」、同年八月「仲津郡村々諸産物出来高書上帳」、同「築城郡諸産物書上帳」、同「上毛郡村々諸産物書上帳」、この六冊の諸産物書上帳のうち、「綿実」の出来高を抽出し、一覧表にまとめたのが表5—19である。

勝山町域を主体とする京都郡の綿実のおよその出来高は一五石で、そのうち延永手永が四〇石で一番多く、次に黒田手永が三五石、久保手永が三〇石、そして新津手永が一番少なく、一〇石である。仲津郡の綿実のおよその出来高は、村高合計では八〇石一斗、手永高合計では一〇六石四斗、郡高辻では一〇六石七斗である。田川郡の綿実のおよそ出来高は四〇石。築城

し、四石二斗を小倉の綿屋茂兵衛へ、四斗を行事村の飴屋儀兵衛へ、それぞれ売り渡した。こうして、領内の菜種子を買い集めた万屋・綿屋・飴屋らの菜種子売捌方は、それぞれの持ち船で、大坂の菜種子問屋へ菜種子を積み登せたのである。

四 綿実の生産と流通

綿実の生産

明治二年（一八六九）八月の「御郡中諸産物書上帳

表5-19 香春藩の綿実出来高
明治2年(1869)

郡	出来高 石	手 永	出来高 石斗升
京 都	115.	—	—
		久保田 永津 黒延新	30.0 35.0 40.0 10.0
田 川	40.0	—	—
仲 津	80.1 (106.4) (106.7)	—	—
		元永作 井丸島 国長節平	38.4 17.0 (41.3) 6.0 4.0 (6.0) 14.7
築 城	0.0	—	—
		安武田 田田 椎角八	0.0 0.0 0.0 0.0
上 毛	0.0	—	—
計	235.1 (261.4) (261.7)	—	—

郡と上毛郡では綿実が生産されていない。つまり、香春藩領域では、勝山町域を主体とする京都郡域が綿実の豊かな生産地帯であったのである。

綿実座と兵 「行事館屋」として知られる玉江家は三代彦右庫積み登せ 衛門宗利が宝永六年(一七〇九)に館屋を始め、屋号を「布袋屋」から「館屋」に改称した。享保十年(一七二五)に綿実を買い集める綿実商を始めた。そして、「豊前行事館屋記録」(『福岡県史』第三卷下冊所収)に、

永代売り渡し申す綿実座の事
一、文銀貳百七拾目 綿実座代
右は午の秋半代に差し詰り、永代売り渡す。右の銀只今たよに受け取り申す所実正なり。然る上はこの綿実座の儀に付、村中は申すに及ばず諸親

類に至る迄、他の妨げ毛頭御座なく候。後日のための請人相立て加判証文件の如し。

元文三年午ノ九月 実座売主行事村 草野屋与右衛門 印

草野屋 半三郎 印

同村方頭 元右衛門 印

右 同 八右衛門 印

右の通り相違御座なく候。以上。

同村庄屋 六右衛門 印

行事村彦右衛門殿

一、御運上銀そこ元より御上納成らるべく候。以上。

とある。つまり、元文三年(二七三三)九月、館屋彦右衛門は、行事村草野屋与右衛門が持っていた京都郡綿実座を文銀二七〇目で買い受けたのである。

寛政十一年(一七九九)には、仲津郡大橋村の荻田屋清助が仲津郡綿実座を請け負っている。すなわち「国作手永大庄屋日記」同年四月十七日の条に、

覚
一、綿実百俵 荷主
但、老石五斗入 清 助
石数百五拾石

右の通り行司喜兵衛船にて兵庫淡路屋庄三郎方へ積み登せ申し候。依つて御注進申し上げ候。以上。

(寛政十一年)
未

大橋村

四月十七日

九平二

右の通り申し出候間、御届申し上げ候。以上。

(国作手永大庄屋)
国作貞右衛門

(仲津郡筋奉行)
村上八郎 様

とある。新しく仲津郡綿実座となった荻田屋清助の元へ集荷された綿実のうち、寛政十一年四月十七日には、一五〇石の綿実が行事村の喜兵衛船で兵庫の綿実問屋淡路屋庄三郎の元へ回漕されている。また、同年の七月五日にも、同様にして綿実九〇石が兵庫の淡路屋庄三郎のもとへ積み登せられている。

その後、天保十一年(一八四〇)四月、玉江(鉛屋)喜兵衛宗徹は、荻田屋清助から仲津郡綿実座を代銀四二四貫文で買い取っている。「豊前行事館屋記録」に、

永代売り渡し証文の事

一、仲津御郡綿実座

右は永代売り渡し代銀四百式拾四貫文、髓に受け取り申し候処、相違御座なく候。然る上は御郡中村方他の妨げ毛頭御座なく候。万一不埒の義出来仕り候節は、加判人罷り出、急度埒明き申すべく候。仍つて証文の如し。

(一八四〇)
天保十一子四月

売主 荻田屋 清助 印

玉江喜兵衛 殿
とある。更に天保十五年(一八四四)四月には、行事村の鉛屋は、田川郡の綿実座を香春町利右衛門から一〇か年借り受け、京都・仲津・田川三郡の綿実座を独占していったのである。

五 櫛実の生産と生蠟の流通

京都郡の 明治二年(一八六九)八月の「御郡中諸産物書 櫛実生産 上帳 郡政局」、同年七月「京都郡諸産物凡出来高書」、そして田川郡・仲津郡・築城郡・上毛郡の六冊の諸産物書上帳のうち、「櫛実」の出来高を抽出し、一覧表にまとめたのが表5-20である。

勝山町域を主体とする京都郡の櫛実のおよそ出来高は四三万斤で、そのうち延永手永が一六万斤で一番多く、次に久保手永が一〇万斤、新津手永が九万斤、そして黒田手永が一番少なく、八万斤である。仲津郡の櫛実のおよその出来高は、村高合計(手永高合計)では二二万二二二〇斤、郡辻高では二二万三〇二〇斤である。築城郡の櫛実のおよそ出来高は、一四万九五〇〇斤。ほかに生蠟が二万斤ある。田川郡のおよそ出来高は一

受人 潮屋義右衛門 印
同 中屋 与兵衛 印
町庄屋 重右衛門 印
村庄屋 秋元垣右衛門 印

表5—20 香春藩の榧実出来高
明治2年(1869)

郡	出来高 斤	手 永	出来高 斤
京 都	430,000.	— 久保 黒田 延永 新津	— 100,000. 80,000. 160,000. 90,000.
田 川	1,200,000.	—	—
仲 津	212,320. (213,020.)	— 元永 国作 長井 節丸 平島	— 42,020. 27,300. 38,000. 89,000. 16,000.
築 城	149,500.	— 安武 椎田 角田 八田	— 75,500. 35,000. 20,800. 18,200.
上 毛	102,000.	—	—
計	2,078,820. (2,094,520.)	—	—

() 内の数字は「御郡中諸産物書上帳」

二〇万斤、上毛郡は一〇万二〇〇〇斤で、香春藩五郡の合計は二〇七万八八二〇石、「御郡中諸産物書上帳」では二〇九万四五二〇斤である。つまり、香春藩領域では、勝山町域を主体とする京都郡は田川郡に次いで榧実の豊かな生産地帯であったのである。

国産奨励 榧はせはウルシ科の落葉樹で、実から生蠟をとり、**と専売制** 灯火用の和ロウソクや鬢びん付油の原料とし、樹皮

は染料として重用された。『大和本草』には「其材作弓、其葉秋紅ナリ」とあり、原産地は琉球である。

榧から蠟をとるようになったのがいつごろからか、判然としないが、江戸時代になって蠟の生産は増大した。肥後藩での原

料の榧の本格的仕立ては、十八世紀初頭からのことである。薩摩から買入れた種子を播種し、堤防や荒蕪地に移植した。西南諸藩の多くは、蠟の専売制を採用し、蔵物として大坂や江戸市場に移出した。

小倉藩は、領内で生産される榧実・菜種子・楮こうぞなどの農産物や生蠟・菜種油などの加工商品を専売化し、国産奨励を推進した。

寛政六年(一七九四)、勝手方引請家老いぬかいひょうごともひろ犬甘兵衛知寛は、藩財政再建のため、「御建替仕法」を発し、年貢増徴と農村商品物の奨励を行った。本百姓の出夫や諸掛かりものを高割りから軒割りに改め、無高・遊民・職人・商人にまでこれらを賦課した。小作人に増作を奨励し、職人・商人・医師・後家にも耕作を義務づけ、これに従わないものは免許札を取り上げた。殖産興業として榧の栽培を指導し、奨励した(『北九州の歴史』)。これらの諸策で、窮乏化した藩財政は立ち直り、藩庫は充実したが、苛酷かこくな年貢増徴で農村は疲弊した。

文政十年(一八二七)、藩は、田川郡赤池村に国産会所を新設し、生蠟・楮・鶏卵など一三品目を指定して集荷・販売した。この国産仕組では、米穀と生蠟が主として取り扱われ、集荷された産物は大坂を中心に販売された。

しかし、この国産仕組は、藩札の下落で失敗し、天保四年(一八三三)買米かまいを中心とした国産方仕法が開始され、翌年に国産

方役所が設置された。同七年（一八三六）には、領内の余剰米を買い上げる米切手を発行し、産物買集所を企救郡田野浦と上毛郡宇島に設けた。

同十年（一八三九）には、この国産方仕法を中止し、生蠟方会所を設置した。郡中生蠟方の係のほか、江戸廻生蠟御会所御用掛として仲津郡大橋村の商人柏木勘七を任命、更に諸産物田野浦引請世話方として京都郡行事村の館屋（玉江）喜兵衛と万屋（亀安）助九郎を任命した。藩は、このように、柏木・館屋・万屋ら豪商を会所仕法の世話人に登用し、徳人依存体制の殖産興業政策を推進していった。

この会所仕法は、弘化二年（一八四五）に中止され、その後、嘉永七年（一八五四）、勝手方引請家老島村志津摩貫倫つらもとは、小倉織・製薬・金山・石炭などの生産を奨励し、商品作物の開発と藩専売制を実施した。

小倉・行事・宇島の三か所に会所を設置し、田川郡と築上郡にそれぞれ一か所取扱所を設けて、領内の米穀と諸産物を集荷し、藩はこれらを独占的に販売した。

櫛実の値段は、大坂相場を基準に、毎年十二月中旬に決まり、生蠟は大坂と下関へ回漕し、販売された。

六 諸産物の生産と商人札

京都郡の 明治二年（一八六九）七月「京都郡諸産物凡出特産物 来高書上帳」の内容を一覧表にまとめたのが表

5—21 「京都郡の諸産物」であり、京都・田川・仲津・築城・

表5—21 京都郡の諸産物 明治2年（1869）

手永 産物	久 保	黒 田	延 永	新 津	京 都 郡
櫛 実	100,000斤	80,000斤	160,000斤	90,000斤	430,000斤
葛	1石	40石	4石		45石
半 夏	2石	8石	5石	3石	18石
菜 子	15石	25石	24石	30石	94石
綿 実	30石	35石	40石	10石	115石
鶏 卵	12,000	13,000	10,000	10,000	45,000
白 保	100貫目	1,050貫目	20貫目		1,170貫目
楮 皮	200斤	13,000斤	1,000斤		14,200斤
荒 蜜	20斤	90斤	30斤	60斤	200斤
中 折		400貫目			400貫目
塩				3,750石	3,750石

「京都郡諸産物凡出来高書上帳」

上毛の五郡の諸産物出来高書上帳の内容をまとめたものが表5—22「香春藩の諸産物」である。

これによると、香春藩五郡の産物出来高で、勝山町域を主体とする京都郡が一番多いのは、綿実（一一五石）・白保紙（一一七〇貫目）・楮皮（一万四二〇〇斤）

表5—22 香春藩の諸産物 明治2年(1869)

郡 産物	京 都	田 川	仲 津	築 城	上 毛	5 郡合計
榧 実	430,000斤	1,200,000斤	213,020斤	149,500斤	102,000斤	2,094,520斤
葛	45石	250石	61石			356石
半夏	18石	50石	3石8斗		150石	221石8斗
菜種子	94石	400石	166石5斗	152石8斗5升	154石	967石3斗5升
綿 実	115石	40石	106石7斗			261石7斗
鶏 卵	45,000	400,000	83,700	19,600		548,300
白保紙	1,170貫目		170貫目		32貫目	1,372貫目
楮 皮	14,200斤	2,000把	3,100斤		290斤	17,590斤と 2,000把
荒 蜜	200斤	6,000斤	1,110斤			7,310斤
中 折	400貫目					400貫目
塩	3,750石			470石	100石	4,320石
竹 皮		1,200貫目	420貫目			1,620貫目
棕 欄皮		60,000枚	21,500枚	3,000枚	310,000枚	394,500枚
茶		100石	269石	12石5斗	15石	396石5斗
しつら		30貫目				30貫目
蕨せん		30石	22石			55石
茯 芬		20貫目	143貫目			163貫目
山 薬		500斤				500斤
荏 子		30石				30石
椎 茸		700斤	2石			2石と700斤
栲			345貫目			345貫目
紫 蕨			70貫目			70貫目
木ぶし			50貫目			50貫目
苧			210貫目			210貫目
炭			12,000俵			12,000俵
山 芋			460貫目			460貫目
牛 房			13,500束			13,500束
木くらげ			3斗			3斗
細 辛			13貫目			13貫目
蒟 蒻玉			2,000斤			2,000斤
葛かづら			50貫目			50貫目
生 蠟				20,000斤		20,000斤
鋏 風呂				2,500枚		2,500枚
石 釜炭				25,000俵	3,000俵	28,000俵
布				50反		50反
苧 認				22貫目		22貫目
引割下駄				2,500足		2,500足
蛸 灰				55石		55石
瓦				50,000枚		50,000枚
昆布海苔				1貫600目		1貫600目
白 土					30,000貫目	30,000貫目
蕨 繩					400束	400束
鍛 冶炭					1,000俵	1,000俵

「御郡中諸産物書上帳」・「京都郡諸産物凡出来高書上帳」・「田川郡村々産物出来高書上帳」・「仲津郡村々諸産物出来高書上帳」・「築城郡諸産物書上帳」・「上毛郡村々諸産物書上帳」

・中折紙(四〇〇貫目)・塩(三七五〇石)の五品目である。榎実の出来高は、田川郡の一二〇万斤に次いで多く、四三万斤である。つまり、この六品目は、京都郡の特産物といえるであろう。

六つの特産品のうち、綿実延永手永が一番多く、四〇石、白保紙は黒田手永の一〇五〇貫目、楮皮は黒田手永の一万三〇〇〇斤、中折紙は黒田手永の四〇〇貫目、塩は新津手永の三七五〇石、榎実延永手永の一六万斤がそれぞれ一番多い。

職人・商人 幕府や領主は、商業・工業・漁業その他の生業と**免許札**に従事する個人や株仲間・座に特権的保護なし利権を与え、その経済活動を統制し、反対給付として免許税や営業税に当たる冥加銀あるいは運上銀を上納させた。

小笠原小倉藩でも、職人や商人に、その営業権を公認した証しとして免許札を発行した(図5-6参照)。当藩では、この免許札のことを「免札」・「札」・「商人札」・「商札」・「棒札」などと呼んでいた。

免許札は、その身一代限りの営業権を保証するもので、他人へ譲渡したり、貸与することを禁じた。したがって、無札のものには商売ができなかった。

次の史料は、天保二年(一八三二)七月に、国作手永大橋町良助ら五人が商売や榎屋職の免許札を藩へ申請したときの「奉

願覚」(「国作手永大庄屋日記」)である。

奉願覚

願主大橋町

一、商棒札壹枚

良 助判

但、歳三拾六、大男、長面

同

一、同 壹枚

伴 吉同

但、歳貳拾八、小男、丸面

同

一、同 壹枚

太兵衛同

但、歳三拾五、勢中、角面

同

一、同 壹枚

彦次郎同

但、歳貳拾八、大男、長面

同

一、榎屋職札壹枚

與 助同

但、歳貳拾四、小男、長面

×

右の者共、このたび棒商・榎屋職仕、右余力を以って御作方仕込に仕り度き段願ひ出申し候。何卒御慈悲の上を以って願の通り御免仰せ付けられ下し置かれ候はば、有り難く存じ奉り候。仍って願書差し出し申し候。以上。

卯七月

同村庄屋

勘 七判

同

傳 蔵同

右の通り願ひ出申し候に付、則願書差し上げ申し候。以上。

(国作手永大庄屋)
森 貞右衛門

(仲津郡筋奉行)
大村藤兵衛様

藩の勘定所は、申請内容を検討のうえ、免許札を下付した。

次の史料は、別件であるが、免許札が下付されたときのものである。「国作手永大庄屋日記」天保三年（一八三二）九月十八日の条に、

大橋村願主

一、鍛冶屋札壹枚

金 蔵

同村右同

一、板場札

太 助

右五月に願ひ出、九月に御免札相渡す。九月十五日、町庄屋傳蔵え相渡す。

とある。

免許札を交付され、職人あるいは商人になると、その職種に對して決められた法定の運上銀を藩庫に納入する義務が課せられた。表5—23は、明治元年（一八六八）の免許札の種類と運

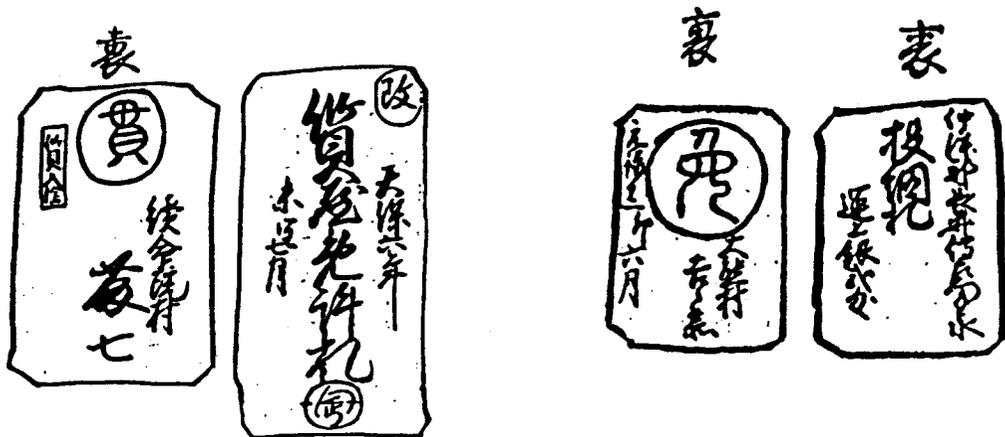


図5—6 免許札—質屋免許札・投網札—

上銀を表示したものである。例えば、板場札を交付された職人は、年間四三匁、鍛冶屋札は一〇匁、綿実座札は四三匁、白保紙漉札は八匁六分、楮皮仲買札は八匁六分、菜種子手絞札は一五匁を、大店商札を交付された商人は四三匁、塩商札は二五匁の運上銀を、それぞれ納入しなければならなかった。

座と株仲間 小倉藩には、

「株仲間」のほかに、菜種子座や綿実座・綿実買集座・炭材木座・牛馬皮買座などの「座」があった。これらの座のうちで、最も

表5-23 小笠原小倉藩の諸免許札

油	燒	櫛	葉	鑄	稻	塗	古	土	素	線	蠣	塩	綿	酢	瓦	桶	水	猪	鍛	魚	蜜	小	中	大
店	物	細			物	物	手	人	麵	香	灰		実	手			車	口				店	店	店
売	商	工	商	掛	扱	工	商	製	製	製	焼	商	絞	造	焼	屋	屋	酒	冶	商	商	商	商	
八・六	四・三	四・三	四・三	一〇	四三	二一・五	三五	四・三	四・三	一〇	二一・五	二五	一五	四三	三〇	一〇	四三	一二	一〇	三	四三	一五	二〇	四三
運上銀																								
鋤	櫛	藍	室	商	魚	大	紙	質	紺	雜	合	板	醬	揚	諸	茶	杓	石	燒	鬢	摺			
鎌	実	問	同	同	問	工	工	質	屋	菓	菓	場	油	酒	商	手	子	灰	麩	附	白			
商	買	屋	舍	町	屋	具	具	屋	屋	子	菓	場	手	造	人	製	子	焼	手	手	造			
五	八・六	二〇	二〇	一〇	二〇	一〇	四三	一〇	一五	御	二	四三	四三	四三	一	八・六	八・六	二・五	二〇	四・三	八・六	一〇		
										札銀	四	三	三	三										
運上銀																								

材	綿	醬	草	瀬	醬	鉄	小	鍋	材	綿	轆	同	犬	煙	煙	楮	荒	綿	焚	檜	肥	塩	鑄
木	実	油	木	戸	油	物	米	釜	木	実	櫛	同	ヶ	草	管	皮	葛	实	炭	物	し	物	物
商	座	商	商	商	商	工	商	商	屋	商	工	行	馬	商	張	買	買	商	商	工	商	燒	師
二〇	四三	七	四三	一五	七	一五	三〇	三〇	二〇	一〇	二一・五	三	五	四・三	四・三	八・六	八・六	銀一枚	一五	八	八・六	〇・五	四三

反	雜	油	膏	竹	唐	産	竹	薪	蠟	鉄	血	白	菜	竹	目	附	田	綿	綿	入	引		
古	笠	積	木	傘	物	物	細	鉄	燭	鋼	道	保	種	ノ	皮	舍	舍	替	替	船	割		
買	魚	入	藥	商	芋	買	工	風	掛	商	振	紙	手	笠	商	木	店	打	木	問	下		
一〇	二・五	一	四三	八・六	二〇	一〇	一五	四・三	四・三	二・五	四・三	一〇	三〇	八・六	一五	四・三	四・三	二・五	八・五	〇・五	一五	銀一枚	四・三

「国作手永大庄屋日記」による

発達していた座が油座で、種油・鯨油・胡麻油・白胡麻油などの油種によって卸売・受売・小売などの分化がみられる。

天保十二年（一八四二）、幕府の株仲間解散令に対し、外様藩はそのまま株仲間を存続させるところもあったが、譜代藩である小笠原小倉藩は、座も株仲間も同じように名目上廃止した。その後、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興令で、小倉藩の座も株仲間も復活したが、明治五年（一八七二）、明治新政府の株仲間解散令で、ついに豊津藩の座は株仲間とともに消滅した。

七 林 業（林業生産と山林政策）

林業の生産

勝山町域を主体とする京都郡の山鑑（山林の書上げ帳）に、弘化三年（一八四六）五月「京都郡黒田手永御山鑑」（豊津高校小笠原文庫所蔵）がある。その一部を次に紹介すると、

上黒田村

廣谷

一、上り山老反

但、小松下々

裏山

一、同式町

但、右同断下々

大田尾

一、仕立山三反

但、松木下

儀三郎

同所

一、同四反

但、小松下々

五郎八

同所

一、四反五畝

但、右同断下々

安勝寺

（中略）

往還

一、仕立藪壹畝拾歩

但、柄竹中

幸八郎

園田

一、同壹畝四歩

但、雑木下

清助

新屋敷

一、受藪壹畝貳拾歩

貞右衛門

拾五歩

松木上

内 壹畝貳拾三歩

雑木下

（中略）

弘化三年年御留木

居屋敷内

一、楠木壹本

但、五尺廻

五郎八

寺内

一、松木壹本

但、八尺廻り

妙覚寺

右の寄

一、上り山式町壹反

一、仕立山七町六反五畝

一、仕立藪式畝拾四歩

一、受藪七反拾三歩

一、御留木式本

弘化三年御留木

メ

右は当午歳御山式・藪式ならびに御留木御改仰せ付けられ候に付、御山式・藪式共に当毛上立込み次第を以て上・中・下相極め、又御留木廻り尺相違なく相改め、帳面指し上げ申し候。以上。

庄屋

弘化三年五月

久治郎 団

とある。黒田手永の惣庄屋の居住村黒田村は、寛永年間（一六二四〜四四）に上黒田・下黒田の二村に分立し、更に元文年間（一七三六〜四一）に中黒田村が分かれている（『京都郡誌』）。

黒田村の西部は観音山から続く山地があり、東部は低丘陵地及び平野部である。前述の「山鑑」には、上黒田村の山林として

上り山・仕立山・仕立藪・受藪・御留木が散見される。

表5―24は、京都郡の黒田・久保・延永・新津の四手永の山鑑をもとに、京都郡の林業生産の実態を表にしたものである。

これによると、勝山町域を主体とする京都郡は豊かな山林地帯であった。なお、延永手永には、表5―24の記載内容以外に四つ高山六町五反、古宮床一か所、野山仕立二町七反六畝、田地御山式二反二〇歩、古島式五反三畝一歩半、新津手永には並松一か所がそれぞれの「山鑑」に散見される。

山林の種類

山林の種類は、大別すると、公有林（領主林・藩有林・官有林）と私有林（民有林）とに区別される。近世小倉藩（香春藩・豊津藩）の山林の種類は、次の五期に分けることができる。

(1) 細川氏及び小笠原氏初期の小倉藩では、山林はすべて藩有林であった。

表5―24 京都郡の山林生産 弘化三年（一八四六）五月

山林種類	上り山	仕立山	宮山	寺山	上り藪	仕立藪	請藪	宮藪	山成畠	藪成畠	森	野山式	御留木
黒田	町反畝歩 四七・七・一・四	町反畝歩 六三・〇・五・〇	町反畝歩 三・六・二・〇	町反畝歩 一・一・四・八・一・〇	町反畝歩 一一・四・八・一・〇	町反畝歩 三・二・〇・一・〇	町反畝歩 七・〇・一・五・半	町反畝歩 〇・〇・七・〇	町反畝歩 〇・九・九・二・四	町反畝歩 〇・〇・六・六・六	ヶ所 三三	ヶ所 四	本 三三
久保	六・六・八・〇	八・〇・九・三・〇	—	三・六・〇・〇	九・九・七・〇	〇・九・三・二・五	七・四・七・二・五	〇・〇・七・〇	六・〇・五・一・七・半	〇・〇・七・〇・二・半	六	二〇	六
延永	三・三・七・二・〇	四・三・七・八・〇・五	—	—	一・〇・〇・〇・〇	—	四・三・五・一・七	一・七・五・〇	—	—	一四	三九	五一
新津	一・六・二・七・六	六・三・六・六・二・〇	三・一・七・一・六	〇・〇・二・〇	七・二・七・一・九	〇・三・三・〇	五・五・二・一・三・半	—	三・三・九・二・九・半	—	—	二〇	二六
合計	三・〇・〇・四・二	二・五・四・二・二・五	六・七・九・一・六	〇・六・二・〇	三・八・七・二・二・九	四・四・六・三・五	二・四・三・六・二・一	一・八・二・〇	二・〇・四・五・二	〇・一・三・八・半	四	二七	一七

「京都郡黒田手永御山鑑」・「京都郡久保手永御山鑑」・「京都郡延永手永御山鑑」・「京都郡新津手永御山鑑」による

表5—25 免許札と山方運上銀

免許札	山方運上銀	銀き	
		分	厘
踏炭	銀	10.0	0
鍛冶		3.0	0
炭灰		6.0	0
根枝		1.5	0
松木		2.0	0
落木		1.7	0
鋸呂		10.0	0
杓子		6.0	0
箕		3.0	0

表5—26 小倉藩の薪札銀

郡名	薪札銀	銀	
		分	厘
企救	貫	1.439	5.0
田川		1.130	0.0
京都		496	8.8
仲津		503	0.0
築城		522	0.0
上毛		1.715	0.0
合計		5.806	3.8

- (2) 天和年間（一六八一〜八四）は、上り山（藩有林）と社寺山（宮山と寺山）・仕立山（民有林）の三種類であった（天和三年十二月「長井手永山鑑寄帳」（表5—24参照））。
- (3) 元禄年間（一六八八〜一七〇四）は、上り山・請山（藩有林を領民に貸与、預り山）と仕立山の三種類であった。郡代宿久善左衛門のとき、山林法を制定し、反別調査を実施した（『旧租要略』）。
- (4) 幕末期は、官山・上り山・拝領山（中老以上の大身に知行地とともに給与）と社寺山（民有林）・仕立山（同）・野山（同）の六種類であった（『小倉藩政時状記』）。
- (5) 明治維新期は、官林（御林・野原式）と私有林であった。
- 山林管理と山方運上銀** 領主林の保護・管理並びに民有林の所管は、山奉行・口屋番・山ノ口であった。山奉行は、主

として林務に専任し、口屋番と在村の山ノ口が官林の保護、伐材・植林管理を担当した。天保八年（一八三七）時点の山奉行は、企救郡が細井彦兵衛（格式小姓組、三〇石五人扶持）、京都・仲津郡が田中作左衛門（同）、築城・上毛郡が下条藤左衛門であった。京都・仲津郡の山奉行役宅は、文化十年（一八一三）時点は平嶋手永の道場寺村にあったが、その後、錦原に役宅が移され、天保十五年（一八四四）時点では、馬場庄助が錦原本陣を役宅に代用している。

口屋番は、苗字・帯刀を許され、切米七〜八石を与えられ、一山に二人ずつ配備された。山ノ口は、四〜六斗の給米を受け、一山に十数人配置された。

小物成として山林にかかる税には、請山運上・炭竈運上のほかに、表5—25のような免許札に対する山方運上銀があった。

領民は、薪を入手するために「馬札」あるいは「歩行札」という二種類の薪採取鑑札を下付してもらった代償として、藩へ薪札運上銀を上納した。元文中（一七三六〜四一）以降、表5—26の運上銀を定納するようになった（『豊前旧租要略』）。

山方定 享保十五年（一七三〇）、小倉藩は「山方定」を発し、山林の保護と管理を企図したが、一〇〇年後の天保二年（一八三二）にも、次のような山方「定」を出している。

定

一、上り山下方より願にて式銀上納、銘々仕立山に差し遣わし候も相成らざる事。

一、上り山と仕立山式替相成らず候事。

但、右両条 扨よんどころ、無き趣意これあり候はば、申し出るべし。評儀の上、差図致すべき事。

一、野山式の分仕立山に願い出候はば、詮儀の上、差し免すべき事。

一、御植付の諸木御用材に伐り取り、又は御払い等の事。

一、御帳面付の御用木伐り取り、又は御払いの事。

右の条々これあり候節は、評決の上、御山鑑・手永鑑・村鑑等、三帳面に引き合せ、山奉行押切判いたし、相渡さるべく候。尤御山式替の節は勿論役所調印をも致すべき旨申し達し候。後年に至、若不分明次第もこれあり候ては役々の本意を失い候義に付、下方にてもこの旨相心得、定法の通り越度おちどこれなき様念入るべき旨申し達せらるべく候。以上。

寛保二年
卯八月

寛 宇兵衛

山奉行中宛

上り山（藩有林）を仕立山（民有林）に式替することを禁じ、野山式を仕立山に式替することは詮議のうえ、許可するとした。そして、上り山での請木伐採は、山奉行の許可が必要であるとされた。

弘化三年（一八四六）五月にも「山方触書」を発しているが、これは享保十五年の「山方定」をほぼ踏襲したものである。こ

の触では、野山への植林を奨励し、上り山での請木伐採については、伐採後の植林を義務づけている。また、第十一条に、次のような条項がある。

一、四つ高松植付場所の儀は、その筋より差図受くべく候。尤冬内に詮義遂げ、或は畝数、松の員類、植付夫共に受書差し出し申すべき事。

嘉永七年（一八五四）二月、小倉藩は、四つ高松（高一〇〇石につき松の苗一〇〇本ずつをその村の空地あきちに、農家が暇な正月に植林させた）を村々に植え付けるように奨励した。植林の木の種類は、どんな木でもよいが、柳の木の場合は差し木して植え付けるように指導している（「長井手永大庄屋日記」）。